

大町町（仮称）複合施設基本構想

令和7年1月

大町町

目次(案)

第1章	基本構想策定の背景と目的	1
§1.	基本構想策定の背景	1
§2.	事業推進の流れ	2
§3.	関係上位計画の整理	3
§4.	上位計画による複合化の推進	11
第2章	現状の整理	13
§1.	スポーツセンターの現状	13
§2.	課題への対応	17
第3章	複合施設建設の基本的な考え方	18
§1.	基本理念	18
§2.	基本方針	19
第4章	複合施設建設に関する諸条件の考え方の整理	21
§1.	建設予定地概要	21
§2.	導入機能の考え方	22
§3.	整備手法の考え方	23
資料編		26
§1.	大町町複合施設建設検討委員会設置要綱	26
§2.	大町町複合施設建設検討委員名簿	28
§3.	策定経緯について	29

第1章 基本構想策定の背景と目的

§1. 基本構想策定の背景

旧大町町スポーツセンターは、建築から約 50 年が経過しており、老朽化による建物の傷みも随所に見られ天井からの雨漏りが発生し、さらに、耐震基準も満たしていないことから、現在閉鎖されています。誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツ社会と町民の健康づくりの実現を図るため、旧大町町スポーツセンターは、多様化する町民のニーズに対応した施設としての更新が必要であり、町民が安心かつ快適に利用できる環境を構築し維持しながら、健全な施設運用に向けた検討が必要となっています。

また、共働き家庭の増加などで子育てを取り巻く環境が多様化していることから、子どもを安心して産み育てられるように相談支援業務等（ソフト）に加え、親子が気軽に交流することができるような施設（ハード）の検討が必要となっています。

さらに、核家族化などで町民のライフスタイルが変化し、地域のつながりが希薄化しています。一方で、災害等が発生した場合の隣近所での助け合い（共助）の必要性が高まっています。そのため、持続可能な地域社会を維持していくためにも、誰でも利用しやすいコミュニティ機能を持つ施設を整備することが求められています。

そのため、旧大町町スポーツセンターを既存施設の単なる建替えと捉えず、多機能複合化によりコスト縮減・相乗効果・機能増強・利便性向上といった付加価値を創出することが重要と考え、健全な施設運営や配置の最適化に向けた検討を進めるべく、「スポーツ」「子育て」「コミュニティ」を軸とした複合施設整備のための検討をおこなうこととしました。

さらに、災害に強いまちづくりの観点から、いつどこで発生するか予測困難な自然災害に対応できる施設とするなど、将来にわたり町民の財産となる施設整備を図りたいと考えます。

このような状況を踏まえて、大町町は、町民の代表や有識者で構成されている大町町複合施設建設検討委員会で、幅広い意見を求め内容を検討・協議し、建設に関する基本的な考え方をとりまとめる「大町町（仮称）複合施設基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定するものとします。

§2. 事業推進の流れ

複合施設の整備事業は以下のフローにより推進します。

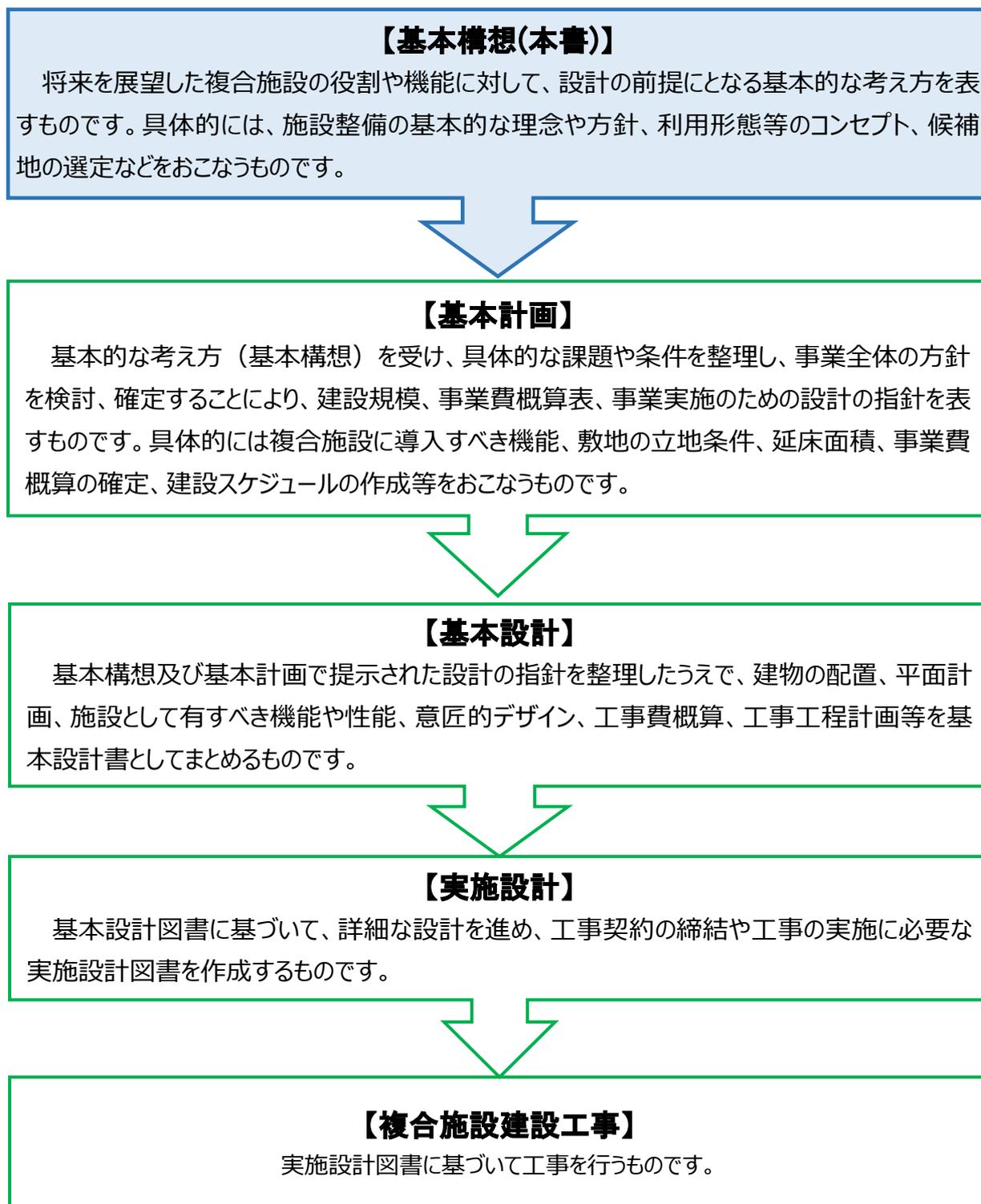


図 事業全体の流れ

§3. 関係上位計画の整理

(1) 関連上位計画の整理

複合施設建設の基本構想は「大町町第5次総合計画」を最上位とし、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づいた「大町町公共施設等総合管理計画」における公共施設の管理方針と整合を図る必要があります。

加えて国が策定した「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」に基づき、町民のスポーツ推進における体育施設の今後の具体的なあり方や「大町町地域防災計画」と関連し、防災性の視点も含む必要があります。

基本構想の策定においては、国・大町町が策定した上位計画との整合性が重要となることから、これらを踏まえながら検討を行います。

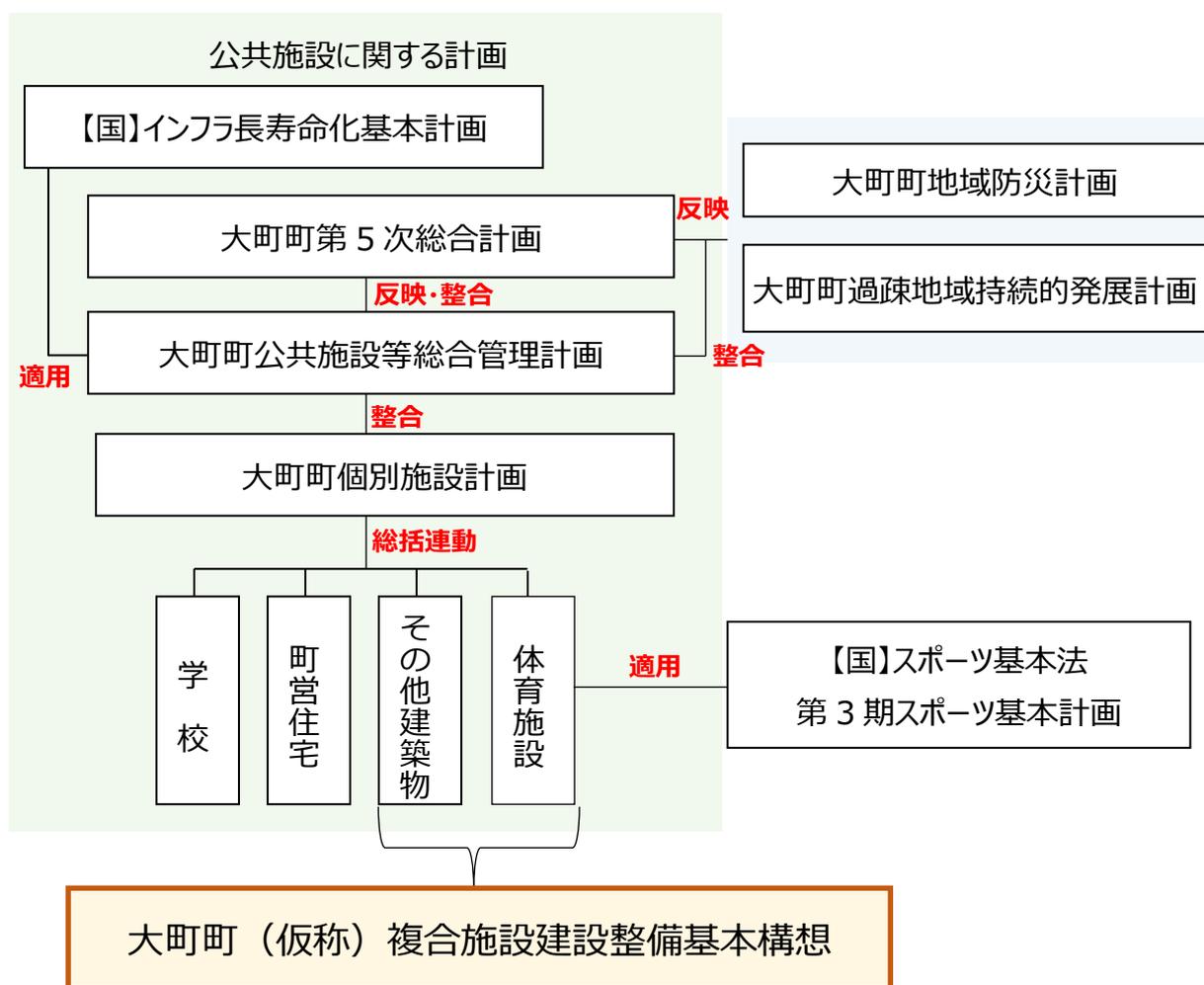


図 関係上位計画の体系図

(2) スポーツ基本法（平成23（2011）年法律第78号）

スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。スポーツ施設の整備について、以下のとおり記されています。

（スポーツ施設の整備等）

国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(3) スポーツ基本計画（第3期：令和4（2022）年3月策定）

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針です。第3期計画は、今後のスポーツの在り方を見据え、令和4（2022）年度から令和2026）年度までの5年間で国等が取り組むべき、施策や目標等を定めた計画となっています。

この第3期計画においては、以下のとおり記されています。

第1部第2章中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

(4) 大町町第5次総合計画（2021～2030）

大町町第5次総合計画は、まちづくりの目標や、その実現に向けた基本的な方向を示す町政の指針となるものです。新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めています。

基本理念1 地域特性や地域資源を最大限に「生かす」

基本理念2 快適で安心できる暮らしを「つくる」

基本理念3 地域づくりをともに「担う」

将来像は、基本理念に基づき、本町が10年後に実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるもので、町では、誰もが元気に住み続けられるまちを創造していく思いを込めて、将来像を次のとおり定め、その実現を目指しています。

将来像

創造!

～住みやすさを形に～
絆・ふれあい・元気な町 大町

第5次総合計画では以下の5つの基本目標を掲げています。

- 基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり
- 基本目標2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり
- 基本目標3 人と文化を育むまちづくり
- 基本目標4 にぎわいと活力ある地域づくり
- 基本目標5 持続可能な地域づくり

上記基本目標うち、以下の主要施策は、複合施設の必要性に関連するものとなっています。

基本目標1 快適な暮らしを支える基盤づくり	
1-5 消防・防災・減災体制の充実	
現状と課題	近年は気候変動等の影響による集中豪雨の多発、台風の増加・大型化等により日本各地で毎年、災害が発生しており、本町においても令和元年佐賀豪雨では町南部一帯が浸水するなど甚大な被害を受け、町民が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
主要施策	防災・減災体制の充実 ② <u>防災センターの整備及び防災資機材等の備蓄・充実を図ります。</u> ⑤ <u>避難所運営マニュアルの充実や避難所の環境整備を図ります。</u>

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	
2-1 子育て支援の充実	
現状と課題	<p>今後は、保育施設、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親への支援など従来の取り組みに加え、さらなる子育て支援を進めることが必要となっています。</p> <p>このため、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。</p>
主要施策	<p>総合的な子育て支援の充実</p> <p>④ <u>子育て中の親子の交流の場、子育てサークル・ボランティア育成の場の提供を図ります。</u></p>
基本目標 3 人と文化を育むまちづくり	
3-2 生涯学習・文化・芸術の振興	
現状と課題	<p>本町では、文化連盟加盟団体等の活動で町民それぞれが様々な活動を楽しむ姿が見られて成果をあげています。また、各地区公民分館では、様々な世代が交流できるイベントを開催し、絆づくり、コミュニティ形成に大きな成果をあげている事例が多く報告されています。このような成果をつないで、広げていかなければなりません。</p> <p>地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、文化施設や遺産の充実・活用を図らなければなりません。</p>
主要施策	<p>社会教育施設の充実</p> <p>① <u>公民館の老朽化に伴う代替複合施設の建設を検討します。</u></p> <p>② 災害時の公民館の避難所運営の充実を図ります。</p>
基本目標 3 人と文化を育むまちづくり	
3-3 生涯スポーツの振興	
現状と課題	<p>飲む応援スポーツアリーナ（旧大町町スポーツセンター）をはじめ、スポーツ施設の老朽化や耐震化への対応が求められている中、競技スポーツ・生涯スポーツを楽しむ機会の確保、場の提供について十分に配慮する必要があり、オリオンプラザ、みどりの広場、町民グラウンド、弓道場、学校施設等、既存のスポーツ施設の有効利用や複合施設建設の検討を行う必要があります。</p>
主要施策	<p>条件の整備</p> <p>③ <u>既存社会体育施設の適切な維持・管理・活用・利用促進を図ります。</u></p> <p>④ <u>飲む応援スポーツアリーナ（旧大町町スポーツセンター）の閉鎖に伴う代替複合施設建設の検討を行います。</u></p>

基本目標 5 持続可能な地域づくり	
5 - 1 協働・コミュニティ活動の活性化	
現状と課題	民間賃貸住宅が増えたことにより行政区への未加入世帯も増加しており、地域コミュニティの基盤が脆弱化しています。町内でも地域差がありますが、町全体での世代間交流の場も少なくなっています。現在、町の事業で地域の絆づくり・コミュニティ形成に対して補助制度を設け、地域コミュニティの形成を推進しています。
主要施策	コミュニティの活性化支援 ② 地域住民のふれあいの場、活動の場として活動拠点となる地区公民分館や集会所等について、補助事業を活用した整備支援を図ります。
基本目標 5 持続可能な地域づくり	
5-3 デジタル化への対応・持続可能な行財政運営の推進	
現状と課題	町内の公共施設については、今後、大規模な改修や建て替え、それに伴う再編等が不可避であり、また、道路や橋りょう等のインフラ施設も老朽化が進むため、補修・更新等に多額の費用が見込まれます。 これらの財源については、国・県等の各種補助制度や有利な起債等を最大限に活用していくことはもちろん、自主財源の確保に努める必要があります。 さらに、人工知能（AI）とロボット技術の進化、ビッグデータの活用により、人々の生活をよりよいものへと変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の推進が重要視されている中、複雑・多様化する住民の行政ニーズに対応するため、最新の ICT 技術を活用して、利便性の高い行政サービスを提供していく必要があります。
主要施策	デジタル化への対応 ① <u>情報化の進展や制度改正に対応し、情報化推進のための庁内体制整備を図ります。</u> ② <u>既存情報システムの安定稼働を図るとともに、新たな ICT 技術を活用した情報サービスの導入・採用の検討を行います。</u>

(5) 大町町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）

大町町公共施設等総合管理計画は、人口減少と少子高齢化に伴う税収の低迷と社会保障費の伸び、施設ニーズの変化など、公共施設等を取り巻く環境が大きく変化していく中、公共施設等の老朽化によるリスクの高まりや維持費の増大、想定される多額の改修費など、多くの課題に対し、公共施設等を総合的、かつ計画的に管理するための基本的な方向を示すもので、町の公共施設の今後の取り組み方針を示しています。

大町町公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な方針を以下の8項目としてまとめています。

1. 点検・診断等の実施方針
2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針
3. 安全確保の実施方針
4. 耐震化の実施方針
5. 長寿命化の実施方針
6. ユニバーサルデザイン化の推進方針
7. 脱炭素化の推進方針
8. 統合や廃止の推進方針

以上の方針の中で、統合や廃止の推進方針が複合施設の建替えに関連するものとなっています。

表 公共施設等管理に関する基本的な方針（抜粋）

8. 統合や廃止の推進方針	
公共建築物の集約と再配置	<p>今後、公共建築物の更新や長寿命化を行う際は、類似する機能の共有や施設規模の効率化を図るための施設の集約化を前提に、余剰地など土地の効率的な利活用等も合わせて検討します。</p> <p>また、民間施設や民間ノウハウの活用なども組み合わせることで、町民サービスを維持しながら施設の合理化と経費縮減を図ります。</p>
公共建築物の統廃合・多機能化	<p>公共建築物の利用状況に応じて施設の廃止を検討するとともに、一つの建物で複数の施設を運営するといった統廃合や施設の多機能化を目指します。このため、具体的な個別施設の保全や更新の検討段階においては、積極的に統廃合や多機能化を検討します。</p>
14. 民間活用（PPP/PFI等）の考え方	
<p>必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、民間の資金やノウハウ、創意工夫を最大限に活用できる仕組みとして、指定管理者制度やPFIなど官民が連携したPPP手法の導入や施設運営の民営化について検討を行います。</p>	

大町町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針をまとめています。複合化機能が想定される、大町町公民館、旧大町町スポーツセンター及び大町町弓道場についての方針は以下の通りです。

表 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（抜粋）

町民文化施設	
大町町公民館	大町町公民館は、維持管理を行うが、今後の各施設の更新に合わせて、複合施設の検討を進める。
スポーツ・レクリエーション施設	
旧大町町スポーツセンター	旧大町町スポーツセンターは、耐震性が不足し、複合施設の建設を検討する。
大町町弓道場	大町町弓道場は、供用限界まで維持し、町民ニーズを踏まえ複合施設の建設を視野に計画する。

また、同計画では本町の公共施設の基本認識として、課題を3つ掲げています。



図 公共施設の基本認識（課題）

上記課題を踏まえて、今後公共施設等のマネジメントに取り組んでいくものとしています。

(6) 大町町公共施設等総合管理計画個別管理計画（令和3年1月）

大町町公共施設等総合管理計画にも基づいて、大町町公共施設等総合管理計画個別管理計画を策定しています。大町町公共施設等総合管理計画より詳細に方針を定めています。

表 大町町公共施設等総合管理計画個別管理計画取り組み

町民文化施設	
大町町公民館	建築後、40年が経過しており、全体的に老朽化が進んでいる。
今後の施設配置及び規模の考え方	町民の生学習やコミュニティの場として現在の施設を維持していく。
根拠・理由・検討過程	身近な町民サービスの提供の場、指定避難所としての機能を維持するため。
今後の施設方針	現在の施設を維持管理していく。ただし、今後各施設の更新に併せて町民ニーズを踏まえ複合施設の検討を進めていく。
スポーツ・レクリエーション施設	
旧大町町スポーツセンター	令和元年の耐震調査で耐震がないと判定が示され、以降閉鎖している。
大町町弓道場	町スポーツ協会に属する弓道部が管理し、小規模な修繕を実施している。
今後の施設配置及び規模の考え方	弓道場については、供用限界まで使用し廃止とする。 旧大町町スポーツセンターは複合施設を視野に入れ計画を視野にいれ検討する。
根拠・理由・検討過程	耐震性が無いことと、施設の老朽化が著しいため。
今後の施設方針	両施設については、町民のニーズを踏まえ複合施設を視野に入れ計画を進める。

(7) 大町町過疎地域持続的発展計画【令和3年度～令和7年度】

人口減少に起因する社会的基盤の低下や、高齢化の顕著な進行、出生率の低下など自然減や転入・転出の増減による社会減への対策を、定住促進のための豊かで魅力あるまちづくりを目指した生活環境基盤の整備や教育文化施設、高齢者・福祉施設等の公共施設の整備について町の方向性を示したものです。公共施設等総合管理計画との整合が必要な計画でもありません。

表 大町町過疎地域持続的発展計画における公共施設等総合管理計画との整合

基本方針
<p>大町町公民館については、現在の施設を適切に維持管理していく。ただし、各施設の更新に合わせて避難所機能をもった複合施設の建設を検討する。</p> <p>旧大町町スポーツセンターをはじめ、スポーツ施設の老朽化への対応が求められている中、競技スポーツ・生涯スポーツを楽しむ機会の確保、場の提供について十分に配慮する必要がある。既存のスポーツ施設の有効利用や複合施設建設の検討を行う必要がある。</p>

§4. 上位計画による複合化の推進

(1) 上位計画による複合化の推進

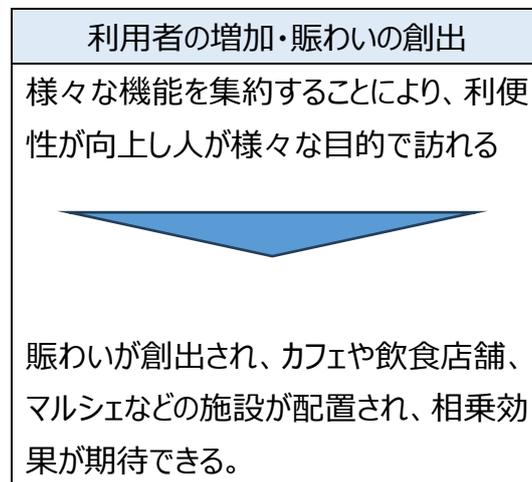
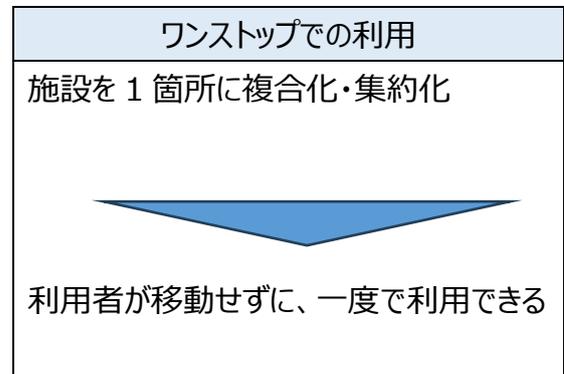
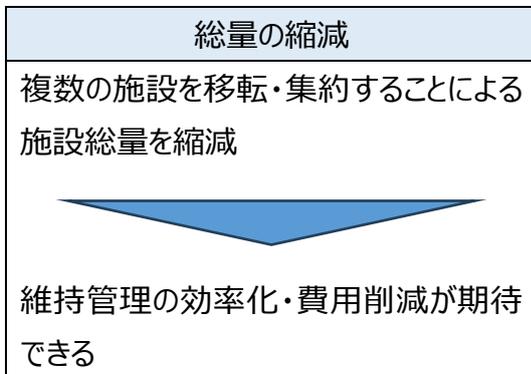
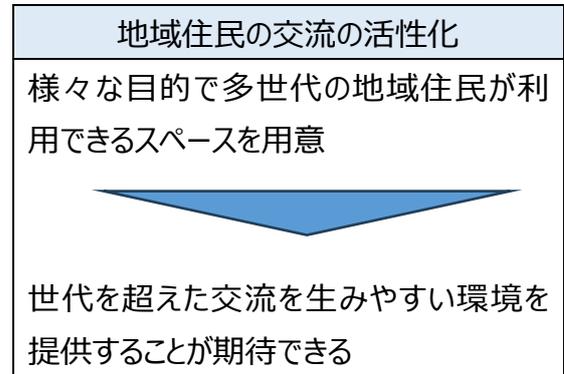
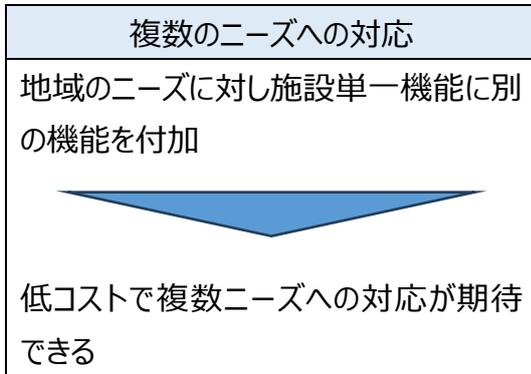
前項までの町上位計画に記載されている、旧大町町スポーツセンター等の老朽化施設の方針を以下のとおり整理します。各計画いずれにおいても、施設の更新には、複合化を検討するものとなっています。

表 上位計画における施設の更新等に対する方針

上位計画	計画に記載されている公共施設の方針等
大町町第5次総合計画 (令和3年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センターの整備 ・ 避難所の環境整備 ・ 子育て中の親子の交流の場、子育てサークル・ボランティア育成の場の提供 ・ 公民館の老朽化に伴う<u>代替複合施設の建設検討</u> ・ 災害時の公民館の避難所運営の充実 ・ 既存社会体育施設の適切な維持・管理・活用・利用促進 ・ 旧大町町スポーツセンターの<u>代替複合施設建設検討</u>
大町町公共施設等総合管理計画 (令和5年3月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大町町公民館は、維持管理を行うが、今後の各施設の更新に合わせて、<u>複合施設の検討を進める。</u> ・ 旧大町町スポーツセンターは、耐震性が不足し、<u>複合施設の建設を検討する。</u> ・ 大町町弓道場は、供用限界まで維持し、町民ニーズを踏まえ複合施設の建設を視野に計画する。 ・ <u>公共建築物の利用状況に応じて施設の廃止を検討するとともに、一つの建物で複数の施設を運営するといった統廃合や施設の多機能化を目指す。</u> ・ <u>具体的な個別施設の保全や更新の検討段階においては、積極的に統廃合や多機能化を検討する。</u>
大町町公共施設等総合管理計画 個別管理計画 (住民文化・スポーツ・レクリエーション・学校教育施設・その他施設編) (令和3年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館：今後各施設の更新に併せて町民ニーズを踏まえ<u>複合施設の検討を進める。</u> ・ 弓道場は、供用限界まで使用し廃止とする。(※改訂中) ・ 旧大町町スポーツセンターは<u>複合施設を視野に入れて検討する。</u>
大町町過疎地域持続的発展計画 (令和5年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大町町公民館：各施設の更新に合わせて <u>避難所機能をもった 複合施設の建設を検討</u> ・ 旧大町町スポーツセンター、<u>複合施設建設の検討を行う必要がある。</u>

(2) 公共施設の複合化による効果

公共施設に機能が複合化されることにより、以下の効果が期待できます。



第2章 現状の整理

§1. スポーツセンターの現状

(1) 旧大町町スポーツセンターの概要

旧大町町スポーツセンターは、昭和49年（1974年）に本町唯一の体育館として建設されました。

築年数が古く、経年劣化による老朽化が著しく進んでいます。令和元年に耐震診断を実施した結果、耐震性能が低く耐震性が無いとの判定が示され、それ以降使用を停止し施設を閉鎖しています。

表 旧大町町スポーツセンターの概要

所在地	大町町福母158-1
設置年	昭和49年（1974年）
設計基準	旧耐震設計による施設※
耐震性	耐震診断実施済み 耐震性無
構造	鉄骨造（一部 鉄筋コンクリート造）
敷地面積	10,742.00 m ²
延床面積	1,472.94 m ²
主な設備等	アリーナ（バスケットゴール1面） 事務室 男女トイレ・福祉型トイレ・体育倉庫・更衣室 施設敷地内に町営みどりの広場が位置しています。
現在の状況	令和元年より使用停止（施設閉鎖）

※旧耐震設計基準：昭和56年以前の設計基準で現在の耐震基準より地震に対し耐力が弱い設計基準



写真 旧大町町スポーツセンター外観

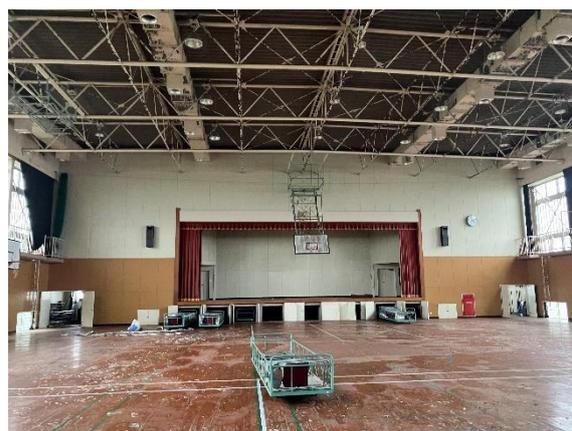


写真 旧大町町スポーツセンター内観

(2) 耐震性能の不足

耐震性の有無は I_s 値（耐震指標）の値により判定します。判定の目安は下記のとおりです。

【耐震診断結果の I_s 値の評価】	
・ $I_s < 0.3$	…倒壊または崩壊する危険性が高い
・ $0.3 \leq I_s < 0.6$	…倒壊または崩壊する危険性がある
・ $0.6 \leq I_s$	…倒壊または崩壊する危険性が低い

旧大町町スポーツセンターは昭和 49 年（1970 年）の建設で、旧耐震設計による建築物で、各柱通りや屋根部材で耐震診断を行った結果の I_s 値は、以下のとおりです。これによると旧大町町スポーツセンターは、一部の通りを除いて、ほぼ全体で I_s 値が 0.6 以下となっています。そのうちより脆弱な状態で、倒壊または崩壊する危険性が高い 0.3 以下の判定が約半数を占めています。

旧大町町スポーツセンターは、大規模地震で倒壊または崩壊する危険性が高い施設といえます。

表 耐震診断による I_s 値結果

方向	ゾーン・通り	階数	I_s 値	判定
X 軸 (短方向)	屋根 1	R	0.36	NG
	屋根 1	R	0.19	NG
	屋根 1	R	0.26	NG
	全体	2	0.21	NG
	A - B	1	0.50	NG
	C - F	1	0.86	OK
	G - 1	1	0.49	NG
Y 軸 (長方向)	0-2	2	0.22	NG
		1	0.44	NG
	3-8	2	0.36	NG
		1	0.37	NG
	9-10	2	0.19	NG
		1	0.22	NG

(3) 町内スポーツ団体等の活動先について

町内には 34 のスポーツ団体、15 の文化活動団体、そして、子育て活動団体が 1 あります。

黄色網掛け部分は、旧大町町スポーツセンターを利用されていた団体です。令和元年の旧大町町スポーツセンター施設閉鎖後は、大町ひじり学園の学校開放で利用できる時間と町外施設を利用されている状況で、平日の日中に利用できる施設を整備する必要があります。

大町町立学校施設の開放に関する規則 一部抜粋

施設名	開放する日	開放する時間
屋内運動場（体育館）、 武道場	土曜日、日曜日及び国民の 祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規 定する休日（以下「祝日」と いう。）	午前 9 時から午後 10 時まで
	平日	午後 5 時から午後 10 時まで
運動場	土曜日、日曜日及び祝日	午前 9 時から午後 9 時まで
	平日	午後 5 時から午後 9 時まで

表 町内スポーツ団体

	団体名	所属人数	活動場所
1	ラージボール卓球愛好会	30	武雄市北方スポーツセンター及び大町ひじり学園中学部体育館で活動中
2	ミニテニス愛好会	22	武雄市北方スポーツセンター及び大町ひじり学園中学部体育館で活動中
3	健康づくりバドミントン	25	武雄市北方スポーツセンター及び大町ひじり学園中学部体育館で活動中
4	リズムダンス	7	大町町公民館で活動中
5	ソフトバレー部	15	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
6	バレーボール部	14	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
7	健康づくりミニバレー	11	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
8	西部ミニバレー愛好会	14	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
9	グラウンドゴルフ協会	47	町民グラウンドで活動中
10	健美体操&フットセラピー	11	大町町公民館で活動中
11	ベタンク部	19	健康広場（オリオンプラザ）で活動中
12	スポーツ吹矢（ダーツ）	18	大町町公民館で活動中
13	ウォーキング部	25	大町町内で活動中
14	東部ミニバレーボール	12	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
15	パークゴルフ愛好会	25	町外で活動中
16	大町町卓球協会（男女）	12	大町ひじり学園中学部体育館で活動中
17	バドミントン（一般男女）	4	大町ひじり学園小学部体育館で活動中
18	バドミントン Jr	11	大町ひじり学園小学部体育館で活動中

19	卓球 Jr	14	大町ひじり学園中学部体育館で活動中
20	(生涯野球) 大町クラブ	20	町民グラウンドで活動中
21	杵島クラブ (ソフトボール)	14	町民グラウンドで活動中
22	剣道部	11	大町ひじり学園武道場で活動中
23	大町弓道部	7	大町弓道場で活動中
24	ゴルフ協会	13	町外施設で活動中
25	サッカー	26	大町ひじり学園南グラウンドで活動中
26	ボウリング	10	町外施設で活動中
27	フットサル (リバイバル)	15	大町ひじり学園中学部体育館で活動中
28	グラウンド・ゴルフ	7	町民グラウンドで活動中
29	大町町柔道協会	9	大町ひじり学園武道場で活動中
30	大町少年野球	17	町民グラウンドで活動中
31	大町柔道教室 Jr	14	大町ひじり学園武道場で活動中
32	少年剣道	10	大町ひじり学園武道場で活動中
33	Jr 陸上部	4	町民グラウンドで活動中
34	フットサルジュニア	37	大町ひじり学園中学部体育館で活動中

※ 黄色の網掛け部分は、大町スポーツセンターを利用していた団体を表示しています。

表 文化活動団体及び子育て活動団体

	団体名	所属人数	活動場所
1	子育て広場 こんぺいとう	—	フリースペース ベリドット、大町町総合福祉保健センター美郷 2階
2	文化筆 筆遊会	16	公民館で活動中
3	楽器演奏 ローズ・ヘルマンハーブ	3	公民館で活動中
4	歌唱 ベンジャース	9	公民館で活動中
5	リズムダンス さわやかすみれの会	14	公民館で活動中
6	フラダンス 大町ハワイアン	3	公民館で活動中
7	手芸サークル	13	公民館で活動中
8	大町手話サークル	15	公民館で活動中
9	ひじり吟詠会	6	町内で活動中
10	大正琴 琴好会	6	町内で活動中
11	リズムダンス 生き生きクラブ	7	町内で活動中
12	聖太鼓	9	町内で活動中
13	日舞 寿賀留会	7	町内で活動中
14	日舞 留美嘉会	4	町内で活動中
15	お茶の会	4	町内で活動中
16	池坊「いけばな」	6	町内で活動中

§2. 課題への対応

(1) 老朽化、耐震性への対応による安全性の向上

- 1) 建物のひび割れや躯体の歪みなど内外部ともに経年劣化による老朽化が著しく、利用停止中で公共施設としての機能が不全であり、抜本的な対応が必要です。
- 2) 耐震基準を満たしておらず、耐震性や安全性に懸念が生じており、早急な対応が必要です。

(2) 施設機能の充実

- 1) メイン及びサブ併設のアリーナ構成をはじめ、観覧席の設置など、アリーナ機能全体の抜本的な拡充の検討が必要です。
- 2) 各種団体やサークル等の活動や新たなスポーツジャンルへの対応など、シャワー室や更衣室を含めた共用諸室機能の拡充の検討が必要です。
- 3) 機器類の更新も含め、近年、体力向上など健康志向の高まりから利用者の増加が見込まれるトレーニング室機能の拡充の検討が必要です。
- 4) スポーツ以外の施設機能として、災害時に一時避難できる安心で安全な場所として防災拠点としての検討が必要です。
- 5) 本町では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町有施設等の省エネを図り、温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。施設設備への環境負荷低減は必須といえます。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザイン化への対応

- 1) 誰もが快適に利用できるよう、オストメイト対応型多目的トイレをはじめ、授乳室やキッズルームなど、施設全体のユニバーサルデザイン化が必要です。
- 2) 障がいのある方をはじめ、高齢者や妊婦の方などの利用を考慮し、エレベーターの設置、更には床面のフラット化といった段差解消など、施設全体のバリアフリー化が必要です。

(4) 施設の複合化・集約化等

町の公共施設等総合管理基本方針で、新規の施設整備の際の複合化や集約化が基本となっています。複合化や集約化は、DX・（デジタルトランスフォーメーション）等の活用等により、一元的な施設管理体制の導入による利便性の向上が期待できるため、建替え計画には、複合化や集約化の検討が必要です。

第3章 複合施設建設の基本的な考え方

§1. 基本理念

上位計画による各方針をもとに、「スポーツ」「子育て」「コミュニティ」の3つの柱を軸とし、町民が集うことで「～元気・絆・ふれあい～にぎわいの拠点」となる複合施設を建設することを検討します。

3つの柱は、町花として、町民に親しまれている「3色すみれ」から来ており、「黄色 ①スポーツから『元気』を貰い。紫色 ②子育てから親子の『絆』を育み。白色 ③コミュニティから『ふれあい』による和み。」を表現しています。

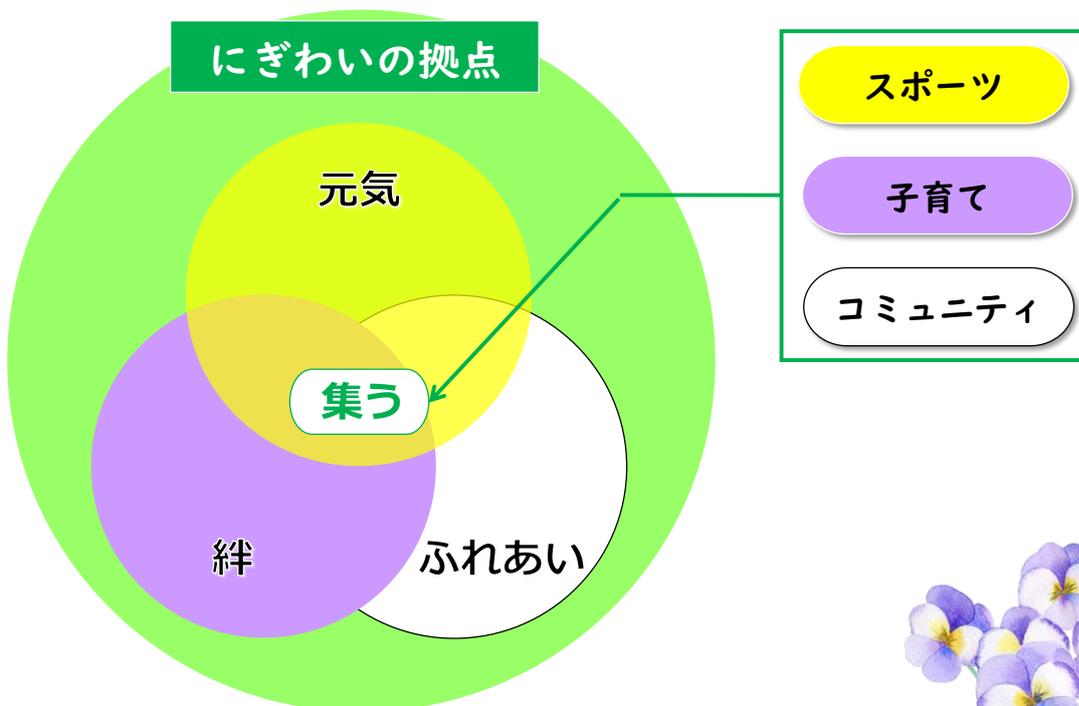
この3つの柱がそれぞれ拠点となり、町民が集うことで～元気・絆・ふれあい～が生まれ、それらから「にぎわい」を創出する複合施設となることで、町花である3色すみれの由来のとおり、新しい大町を感じられ、町民から愛される施設を目指していきます。

- 「スポーツ」「子育て」「コミュニティ」の3つの柱から次のとおり基本的な機能を設定します。

「スポーツ」：多様なスポーツ活動の充実と健康づくりを図る場

「子育て」：地域の子育て支援・親子の交流の場

「コミュニティ」：誰もが気軽に立ち寄れる交流の場



※町花 3色すみれ 昭和61年3月公募より決定

暖かい春を迎えたという感じがすることから炭鉱閉鎖後、新しい町づくりを目指し、みんなに愛される町花にふさわしいことから選定されています。

§2. 基本方針

(1) 「スポーツ」機能に準じた基本方針

基本方針 1	町民の多様なスポーツ活動の充実を図る施設を目指します。
	子供から高齢者まで、個人から団体利用まで、幅広い世代や利用形態での、スポーツに対応した機能、サービスを提供する施設とします。 町民の誰もが日常的にスポーツ活動、健康づくりに親しみ、利用できる施設とします。 様々なスポーツ大会が開催され、スポーツ交流やイベントの拠点となる施設とします。
	【町民のスポーツの推進をうながす機能（例）】
	屋内スポーツ施設の拠点として健康増進や生きがいづくり、競技力向上など、日常的なスポーツ活動の場を充実する機能 健康・体力づくりに励む町民同士の交流拠点としての機能 既存施設では開催できなかった地区大会や県大会の会場としての機能 スポーツ交流の場、スポーツ推進イベントの場としての機能 スポーツに限定しない各種イベントや集会の開催場所としての機能

(2) 「子育て」機能に準じた基本方針

基本方針 2	子どもたちの育みを見守る施設を目指します。
	遊べる空間が広がり、大人も子どももわくわくするような施設とします。 幼児、児童、生徒、学生が安心して利用できる施設とします。 子育て世代への支援サービスの充実はもとより、いつでも気軽に訪問できる施設とします。 相談・子育て情報の提供が容易な施設とします。
	【子育て・文教ゾーンとしての機能（例）】
	子育て支援など分散したサービスの一体化を図り、利用者同士の情報交換や交流を促進する機能 遊び場の提供、各種教室・行事の開催、育児サークルの活動の場としての機能 休日・放課後の子ども達の過ごしやすい機能

(3) 「コミュニティ」機能に準じた基本方針

基本方針 3	多様な利用者や様々な世代が気軽に立ち寄り交流の場となる施設を目指します。
<p>サードスペース※として、過ごしやすいパブリックスペースを持つ施設とします。</p> <p>町民の学びを育み、地域の課題解決等に寄与する講座等の提供、様々な活動の場の提供ができる施設とします。</p>	
【町民の利便性が高いコミュニティ機能（例）】	
<p>集い、遊び、憩いのある空間や機能</p> <p>ふらっと訪れた人々が「ちょっとやってみよう」と気軽に参加して楽しめる体験型の事業を提供できる機能</p> <p>運営面での工夫も行い、個性ある事業を楽しめるようにそれぞれの諸室の機能</p>	

※サードスペース：居心地の良い場所

(4) 施設全般に関する基本方針

基本方針 4	地域の活性化に資する安心安全な施設を目指します。
<p>歴史のある長崎街道の玄関口として、新旧道路をつなげる、町内外の人を呼び込むランドマークとなる施設とします。</p> <p>スポーツ・子育て・コミュニティを区別するのではなく、子供から高齢者までが集い、多世代の交流を深める施設とします。</p> <p>利用者の利便性向上、管理者の業務効率化及び稼働率の高い施設とします。</p> <p>自然災害に強く、いざという時にも頼りになる防災拠点となる施設となり、安心安全なまちづくりに繋がる施設とします。</p> <p>持続性の高い、環境にも配慮した施設とします</p>	
【運用効率・防災・環境に配慮した使いやすい機能（例）】	
<p>子どもから大人までの町民が顔を合わせられる共用スペースを中心とした各機能</p> <p>移動円滑化のための段差解消、スロープ等の設置などバリアフリーへの対応した機能</p> <p>最新のD X・（デジタルトランスフォーメーション）が整備された機能</p> <p>緊急支援物資の保管場所・複合的な機能</p> <p>災害時の避難所となることを想定した防災機能や環境負荷低減の設備機能</p> <p>クリーンエネルギーの活用や省エネルギーの導入により、ライフサイクルコストも削減された、環境にやさしい機能</p>	

第4章 複合施設建設に関する諸条件の考え方の整理

§1. 建設予定地概要

複合施設の建設予定地は、大町町の中央部分にあり国道34号からのアクセスが良好で、複合施設としての一定の土地を確保でき、かつ、避難所としての立地条件を踏まえて、磯路町・恵比須町地区としています。

建設 予定地	
住所	磯路町・恵比須町地区
敷地面積	約 5,500 ㎡

§2. 導入機能の考え方

上位計画の整理や各諸条件を踏まえ、大町町複合施設に導入可能な機能について整理します。スポーツ機能を中心とし、子育て拠点、コミュニティ機能を展開するとともに、集会機能や防災機能の導入も検討します。屋内外の機能を同時に検討し、敷地が有効活用できる計画を提案します。弓道場の複合化については自動車の駐車台数とのバランスを考慮した上で基本計画において検討します。

基本方針 1

町民の多様なスポーツ活動の充実を図る施設を目指します。

◆町民のスポーツの推進をうながす機能（例）

- 1) アリーナ機能
(バレーボール、バスケットボール、卓球、バトミントン他)
- 2) トレーニング室
- 3) 観覧席
- 4) 舞台
- 5) 更衣室（シャワー室含む）
- 6) 器具庫
- 7) 控室

基本方針 2

子どもたちの育みを見守る施設を目指します。

◆子育て・文教ゾーンとしての機能（例）

- 1) 多目的ホール・プレイルーム等
- 2) 授乳室・更衣室
- 3) 相談室
- 4) 休憩室
- 5) 学習室・自習室等

基本方針 3

多様な利用者や様々な世代が気軽に立ち寄り交流の場となる施設を目指します。

◆町民の利便性が高いコミュニティ機能（例）

- 1) 多目的ルーム
- 2) イベント・催事場
- 3) 調理室・キッチンコーナー等
- 4) 休憩室（カフェコーナー等）
- 5) 談話室

基本方針 4

地域の活性化に資する安心安全な施設を目指します。

◆運用効率・防災・環境に配慮した使いやすい機能（例）

- 1) 防災備蓄機能
- 2) 避難所機能
- 3) 発電・蓄電機能
- 4) 事務所
- 5) 会議室
- 6) 倉庫
- 7) 多機能トイレ

§3. 整備手法の考え方

公共施設の管理・運営の手法には、下図のように様々な手法をあげることができます。

社会資本整備の手法として公民連携事業などである PPP/PFI の活用が注目されています。PPPは、従来公共サービスや公共施設は「公」が資金調達から、建設・維持管理・運営全てを担うものとされてきましたが、財政難や地域格差是正などを背景に民間で担えるものは民間にという流れのなかで生まれたものです。公民連携の手法には民間の関与度によって様々な手法があり、それを図式化したのが下図となります。左下へいくほど「公」の関与が高く、右上にいけばいくほど「民」の関与が高くなります。

下図に見る通り PPP は非常に幅広い概念であり、このうち右上に位置する PFI は、資金調達も民が行うなど PPP の中でも民間の関与度の高い手法と言えます。また、PFI と一口にいってもその所有や運営の所在に応じて、様々な方式に分けられます。このうち代表的なものを3つ挙げれば、建設・資金調達を民間が担って完成後は所有権を公共セクターに移転し一定期間運営を同一民間業者に委ねる「BTO（Built Transfer Operate）方式」、建設・資金調達を民間が担い完成した施設も民間が所有して運営する「BOT（Built Operate Transfer）方式」、施設の所有権は公共セクターに残したまま公共施設運営権を長期にわたって民間事業者が付与する「コンセッション方式」があります。公共事業や公設民営方式の一つである DBO（Design Build Operate)方式との違いも踏まえて整理すると表のようになります。

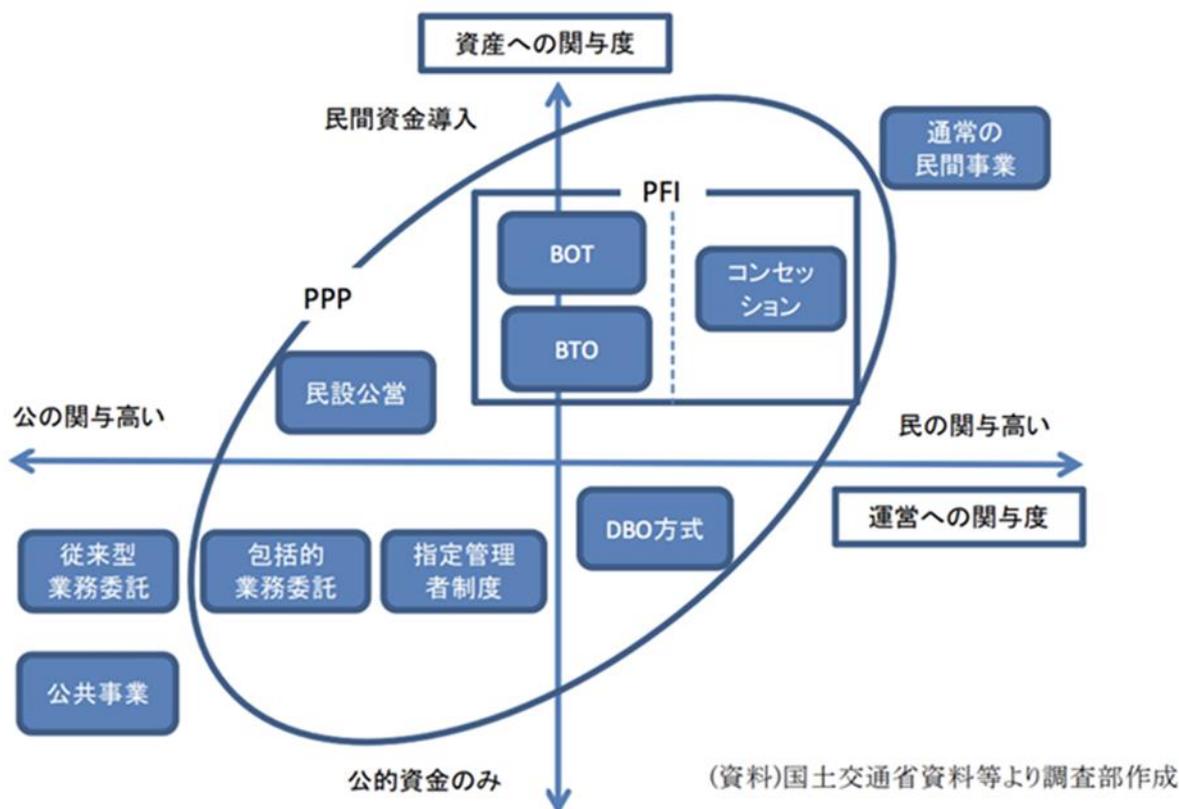


表 公民連携内容の説明

<p>■ P P P (Public Private Partnership の略)</p>
<p>官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを P P P (パブリック・プライベート・パートナーシップ：官民連携) と呼ぶ。P F I は、P P P の代表的な手法の一つであり、P F I 以外に D B O、指定管理者制度、コンセッション、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。</p>
<p>■ P F I (Private Finance Initiative の略)</p>
<p>P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行い、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。P F I の事業方式として、B T O、B O T、B O O がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B T O (Build Transfer Operate) 民間が施設整備後に公共が引き続き所有する方式 ・ B O T (Build Operate Transfer) 民間が施設を所有し、契約期間終了後に所有権を公共に譲渡する方式 ・ B O O (Build Operate Own) 民間が施設の整備、管理を行い、契約終了後に民間が施設を保有し続けるか、撤去する方式
<p>■ コンセッション (公設民営化)</p>
<p>資産は公共が保有し民間と事業契約を締結することで民間が経営権を獲得する方法をコンセッションという。民間は国または都道府県から認可を受けた上で施設の運営権を取得し、利用者から直接料金を徴収し事業を運営することになる。</p>
<p>■ D B O (Design Build Operate の略)</p>
<p>D B O 方式とは、P F I に類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のことである。民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払います。民間が資金調達を行うのに比べ、資金調達コストが低いため、コスト縮減率 (V F M) で有利になりやすいことが特徴である。一方、公共が資金調達を行うため、設計・施工、運営段階における金融機関によるモニタリング機能が働かない (働きづらい) 点が P F I と異なる。</p>
<p>■ 民設公営</p>
<p>間が資金調達して、設計・施工を行い、事業期間中、民間が施設を所有し、町に長期リース等により事業期間中、町は民間へリース料 (賃料) を支払う。投下資金回収後、町に所有権移転する。</p>
<p>■ 指定管理者制度</p>
<p>地方自治法の一部改正 (2003 年 9 月 2 日施行) により、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者 (指定管理者) が管理を代行する制度である。</p>
<p>■ 包括的民間委託制度</p>
<p>公共施設の維持管理・運営などにかかわる業務を包括的・一体的に民間事業者へ委託すること</p>

その中で、本複合施設の建設時の公共施設整備の事業手法には、特に「従来方式」、「DB（Design Build）方式」及び「PFI（Private Finance Initiative）方式」等が考えられます。

事業手法	内容	
【従来方式】	設計、施工、維持管理をそれぞれ別々に委託や請負契約により発注する方式	
	メリット	設計、施工、維持管理を段階的に発注するため、各段階で市及び住民の意向を反映させやすく、社会状況の変化に対して柔軟に対応できます。従来通りの発注方式のため、地元企業の受注も可能です。
	デメリット	設計と施工が連携した民間事業者のノウハウや技術の採用は反映させづらく、設計と維持管理が連携した維持管理費の削減は難しいものとなります。
【DB方式】	設計、施工を一括で性能発注する方式	
	メリット	性能発注により、民間事業者のノウハウを活用した設計が行えるため、特殊な建築物や施工方法に工夫を要するような難しい条件がある場合にも有効となり、設計・建設・維持管理の全部又は一部を一体的に扱うことにより事業コストの削減が期待できます
	デメリット	従来方式と比較して、事業期間中の設計要求条件の変更が困難となり、設計施工から一連の流れをまとめて行うため、各段階で住民の意向を反映がさせにくいものとなります。
【PFI方式】	設計、施工維持管理、運営を一括で性能発注し、PFI事業者が資金調達～運営を行う長期契約の方式	
	メリット	維持管理、運営に民間事業者のノウハウや創意工夫が期待できるため、住民サービス施設や収益施設との複合施設などに有効です。設計・建設・維持管理の全部又は一部を一体的に扱うことにより、設計の質を確保しながら事業コストの削減が期待できます。
	デメリット	従来方式と比較して、事業期間中に設計要求条件の変更は難しくなり、設計段階等において住民とともに設計内容を詰めるような住民参加に馴染みにくいものとなります。従来とは異なる方式であり、資金調達も必要なため、地元企業の参画に関する障壁が高いものとなります。

§1. 大町町複合施設建設検討委員会設置要綱

(令和6年3月22日規程第14号)

改正 令和6年9月20日規程第41号

(設置)

第1条 複合施設の建設に関し、必要な事項を検討するため、大町町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、複合施設の建設にあたり次に掲げる事項について協議及び検討し、その経過及び結果を町長に報告するものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 基本設計に関すること。
- (4) 前各3号に掲げるもののほか、複合施設の建設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を持って組織し、町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 農林建設課長
- (5) 福祉課長
- (6) 子育て・健康課長
- (7) 教育委員会事務局長
- (8) 町議会議員
- (9) 公共的団体を代表する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 建築に関する資格を有する者
- (12) 公募により選出された者
- (13) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別表第2に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の委嘱の職を失うものとし、新たな要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、第2条の規定による報告をした日の翌日にその効力を失う。

附 則(令和6年9月20日規程第41号)

この規程は、公布の日から施行する。

§2. 大町町複合施設建設検討委員名簿

	職	氏名	団体名等	備考	分野
1	委員	川原 恵	大町町	副町長	
2	委員	尾崎 達也	大町町教育委員会	教育長	
3	委員	井原 正博	大町町	総務課長	
4	委員	吉村 秀彦	大町町	農林建設課長	
5	委員	釘本 あゆみ	大町町	福祉課長	
6	委員	前山 正生	大町町	子育て・健康課長	
7	委員	井手 勝也	大町町教育委員会	大町町教育委員会事務局長	
8	委員	山下 淳也	大町町議会	大町町議会総務文教常任委員会委員	
9	委員	北沢 聡	大町町議会	大町町議会産業厚生常任委員会委員	
10	委員	永尾 敏行	大町町区長会	港町地区区長	
11	委員	黒岩 正孝	社会福祉法人聖仁会	特養老人ホームすみれ園施設長	福祉
12	委員	山口 勝	特定非営利活動法人ふれあい	生活支援員	福祉
13	委員	吉田 尚幸	大町町スポーツ協会	理事長	スポーツ
14	委員	渡邊 正子	大町遊ゆうスポーツクラブ	会長	スポーツ
15	委員	坂元 幸寛	大町ひじり学園 PTA	総務部長	教育
16	委員	上原 千晶	大町町地域おこし協力隊(子育て) 元保育園園長	隊員	子育て
17	委員	三好 裕人	大町町教育委員会	教育委員	教育
18	委員	松尾 浩幸	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	技術部副部長	建設
19	委員	村上 隆則	町民代表	公募	建設
20	委員	三根 由美子	町民代表	公募	子育て
21	委員	相原 秀貴	その他町長が認める者	磯路町区長	

令和6年12月18日現在

アドバイザー(設置要綱第6条第4項の規定)

	職	氏名	団体名等	備考	分野
1	専門	森 貴洋	佐賀県政策部さがデザイン担当		

§3. 策定経緯について

年 月 日	内 容 等
令和6年6月25日	第1回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・大町町複合施設建設予定地案について ・大町町複合施設建設検討委員会の進め方について
令和6年7月19日	第2回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大町町複合施設基本構想について
令和6年8月9日	第3回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大町町複合施設基本構想について
令和6年9月5日	第4回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大町町複合施設基本構想（案）について ・大町町複合施設基本構想（案）のパブリックコメントについて (9月9日から10月7日)
令和6年10月17日	第5回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大町町複合施設基本構想（案）について ・大町町複合施設基本構想（案）のパブリックコメントの結果について 意見数 20 件／（6 人）有効意見 19 件/（5 人） 無効意見 1 件／（1 人）
令和6年11月20日	第6回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設視察について ・大町町複合施設基本計画（案）について
令和6年12月18日	第7回 複合施設建設検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設視察アンケート集計等 ・複合施設の建物ゾーニングイメージについて ・大町町複合施設基本構想（案）について